

## ミャンマー法務事情(8)—新外国投資法とその規則

### 1. 新外国投資法成立までの過程

ミャンマー法務事情(1)でお伝えした 1988 年外国投資法の改正問題は、昨年 9 月に提出された法案が修正審議となる波乱の展開となり、ミャンマーの企業の保護施策を相応に盛り込み、外国投資には一定の規制を掛ける形で昨年 11 月 2 日に成立しました。一定の規則が本年 1 月 31 日に通知という形で Myanmar Investment Commission (MIC) から発表されました<sup>i</sup>。外国投資を呼び込み、国家としての発展を目指した、テインセイン大統領の急速な解放政策は、人々の人権意識や、権利主張という形になって、むしろ外国投資を制限的にするという形になったのは皮肉ともいえませんが、日本の TPP 問題を考えれば、自国でビジネスをしている人の保護が優先的に考えられるのは、どの国にも当てはまることですね。以下ではミャンマー法務事情(1)でご紹介した 1988 年法との違いという形でご報告いたします。

### 2. 2012 年外国投資法

#### (1) 投資形態

1988 年法は、外国投資家の 100% 独資を認めていましたが、2012 年法では、MIC の許可が必要となりました。合弁事業であれば、このような許可は必要ありません。合弁企業への出資は、35% 以上必要とされていた規制はなくなりました。MIC の許可期間の程度、許可の可能性の程度が不明の為、また上限も定められていないので、わずかの出資をミャンマー企業から求める合弁の形を取るのが一般的になっていく可能性があります。

#### (2) 投資できる事業の制限

規制や禁止分野が定められることになり、具体的には上述の 1 月 31 日の MIC の通知で定められました。

##### ① 外国投資家に禁止されている事業

武器製造、農業分野、廃棄物の製造、森林の管理、中小規模の鉱物資源、宝石、貴石の採掘、アスベストや汚染物質の排出を伴う事業、電力事業、航空事業、放送事業などです。国家防衛や、国内の環境悪化防止などの理由からの規制と考えられ、首肯できる内容と思われれます。

② 合弁事業としてのみ認められるもの

交雑種や収穫量の多い種の生産販売、食品、飲料の製造、プラスチック製品の製造、革製品の製造、製紙業、国内原料を用いた化学品及びその他の化学品の製造、石油燃料製品、大規模な鉱物資源、建築資材、基幹インフラの建設、ゴルフコース、住宅の建設・販売、国内・国際の航空事業、航空貨物、造船、港湾事業、私立病院、旅行業などが、この範疇とされました。

③ 所轄官庁からの推薦によって経済活動が認められる分野

このような推薦を要するとされる事業は、農業灌漑省、畜産・水産省、環境保護・森林省、鉱物資源省、産業省、電力省、運輸省、情報通信技術省、エネルギー省、厚生省、建設省、ホテル・旅行業省、情報省の13の省からの推薦が必要な事業として、115もの事業があげられています。このいずれかに分類されていないか、必ず、そのチェックと推薦を受けるための要件を検討することが必要です。その内容については、特にMICからは詳細公表されていませんので、各省に尋ねるしか有りません。

④ 他の条件を必要とするもの

例えば、家庭常備薬については、WHOのGMPに従っていることが条件とされ、ショッピングセンター事業であれば、12000sqfから20000sqfまでの広さで営む事が条件とされます。

⑤ 環境に与える影響調査が必要とされるもの

鉱物資源の採掘、生産のように、環境への影響調査及び社会への影響調査が要求されている事業が32あげられています。

1988年法に比べ、分類化されたことも一定の透明化とも考えられなくはありませんが、その具体的な内容までは公表されていないため、現地での調査が欠かせません。

**(3) 保険の義務**

外国投資家は、ミャンマーで事業を行うに必要な事業を特定して、保険を掛けなければならないとされました。

#### (4) 雇用義務

ミャンマー国民を一定の範囲で雇用することが義務づけられました。熟練労働者に関しては、事業の開始後 2 年間は 25%以上、それ以降 2 年間は 50%以上、その後 2 年間で 75%までミャンマー人の雇用率を上げる必要があります、また職業訓練も必要とされています。熟練を要しない労働者については、ミャンマー人以外は雇えません。

#### (5) 免税

免税に関しては、1988 年法で 3 年であったのが 5 年とされました。それ以外の外国企業に対する特典は、(1)で述べたものと大きく変わっていません。

ミャンマー法務事情は今回で終わり、次号にインドネシア法務事情(2)をお届け出来ればと考えています。

執筆者 弁護士法人苗村法律事務所 社長 苗村博子

---

<sup>i</sup> いずれも Myanmar Investment Commission から公式の英訳文がウェブサイトに、また邦訳は JETRO のウェブサイトに掲載されています。